

「子ども・子育て支援新制度」についての Q&A

Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A 私立幼稚園については、現行制度のまま継続する園と新制度に移行する園とがあり、各園等の判断においてどちらかを選択することになります。現行制度のまま継続する園に通う子どもの保護者の方は、認定の手続きは必要なく、これまでと変更はありません。なお、大磯町では、平成 27 年度に町立幼稚園の 3 園は新制度に移行する予定です。また、町内の保育園については、全園が新制度に移行することになりますので、認定の手続きが必要になります。



Q 新制度になると幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園や保育園を希望する子どもの保護者も含め 3 つの区分による認定を受けるため、大磯町への申請が必要になります。（手続きの方法は、3 ページをご確認ください。）



Q 幼稚園の利用を希望する場合も、利用のための認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満 3 歳以上の子どもはだれでも利用できます（一部施設を除く）。新制度のもとでは、園を利用する保護者の方に 3 つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1 号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。



Q 新制度になると保育料が変わるのですか？

A 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が地域の実情に応じて定めることとなります。

～みんなが、子育てしやすい大磯へ～

「子ども・子育て支援新制度」
がスタートします！



町観光キャラクター
「いそべえ」

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題など、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連 3 法」(*)が成立しました。

この法律に基づき、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るために、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度（「新制度」といいます。）」がスタートします。

この新制度の実施の財源には、消費税の増収分が充てられることとなっており、市町村が地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を目指します。

現在、大磯町では、大磯町子ども・子育て会議で審議を重ねながら新制度の実施に向けた準備を進めています。

※子ども・子育て関連 3 法とは、①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係法律の整備法の 3 つの法律の総称です。

子ども・子育て支援新制度は、制度の詳細が国で検討中のため、現時点で判明している内容を基に作成しています。

大磯町教育委員会 平成 26 年 9 月作成

新制度の内容は？何が変わっていくの？

幼児期の教育・保育に公費を投入する新たな仕組みが導入されます

新制度では、小学校就学前の子どもの教育・保育を保障するため、幼稚園や保育園、認定こども園(※)などの運営や事業の実施に必要な経費の一部に公費を充てる新たな仕組み「給付制度」を導入します。これに伴い、新制度に移行する園等を利用されるお子様一人ひとりに対して利用のための認定を行っていきます。

※「認定こども園」とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

幼稚園や保育園などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます

新制度では、町が認定する右の3つの区分に応じて、幼稚園、保育園などの利用先が決まります。事前に認定の手続きが必要となりますが、これまでの手続きの流れが大幅に変わることはありません。



3つの認定区分

1号認定 満3歳以上・教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、保護者の就労状況などにより、保育所等での保育を希望される場合

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、保護者の就労状況などにより、保育所等での保育を希望される場合

保育料が変わります

新制度に移行する園の保育料は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、町が実際の状況に応じて定めることとなります。保育料の詳細が決まりましたらお知らせいたします。なお、現行制度のまま継続する私立幼稚園などの保育料については、今までと変わらず、園が定める保育料となります。

地域の子ども・子育て支援の充実を図ります

地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えられるよう、妊婦健康診査事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業などの13事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、国や県が財政支援を行い、大磯町の実情に応じて計画的に整備、実施していきます。



新制度の利用の流れ



新制度の幼稚園を利用希望の場合 (1号認定)

①幼稚園に直接利用申し込み

※私立幼稚園を希望する方は、受付期間が異なりますので、あらかじめ受付期間を園に直接お問合せください。町立幼稚園の受付期間は下記日程となります。
(11月4日～11日)

②幼稚園から入園の内定

(11月下旬)

③幼稚園を通じて利用のための認定を申請

(12月上旬)

④幼稚園等を通じて町が認定証を交付

(12月下旬～1月中旬)

幼稚園入園 (契約)

※現行制度の仕組みを継続する私立幼稚園については、入園方法等は従来と変わりません。新制度のもとで、お住まいの地域の幼稚園・保育園がどのように運営されるかについては、各園にお問い合わせください。

※既に通園中の方も、利用のための認定（現行制度のままの私立幼稚園を除く）を受ける必要があります。

新制度の保育園を利用希望の場合 (2・3号認定)

①町に「保育の必要性」の認定申請と保育利用の申し込み

※町外の保育園を希望する方は、受付期間が異なりますので、あらかじめ受付期間を保育園のある自治体にお問合せください。町内の保育園の受付期間は下記日程となります。
(12月1日～12日)



②町が認定証を交付

(1月中旬)

③申請者の希望、保育園等の状況などにより、町が利用調整をします

(1月下旬～2月下旬)

保育園入園 (契約)